

土壤汚染情報公開台帳

(案件No. 2 - 4)

整理番号	201-0003		調製年月日・契機	令和2年(2020年)9月4日 ・第116条第1項第2号	
所在地	八王子市北野町596-3の一部 (地番)			八王子市北野町596-3 (住所)	
訂正年月日・契機		¹ 令和2年(2020年)12月1日・第116条の3第1項、 ² 令和3年(2021年)3月8日・第116条の3第3項			
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	八王子市北野下水処理場			面積	38.85 0 m ² (汚染地) 474.00 m ² (調査)
汚染状況調査の方法に関する特記事項			-		
当該土地において講じられた健康被害の防止又は周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容			土壤汚染の除去(掘削除去)		
当該土地に第122条第1項第2号の土壤がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)			-		
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨			-		
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨			-		
当該土地が土壤汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨			形質変更時要届出区域(形-22)		
備考			¹ 土壤汚染対策法第12条第1項、同法第16条第1項の届出書の提出により代用 ² 土壤汚染対策法の規定に基づく措置完了報告書の提出により代用		
土壤の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類		適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者
	令和2年(2020年)8月19日	鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	株式会社環境管理センター
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	

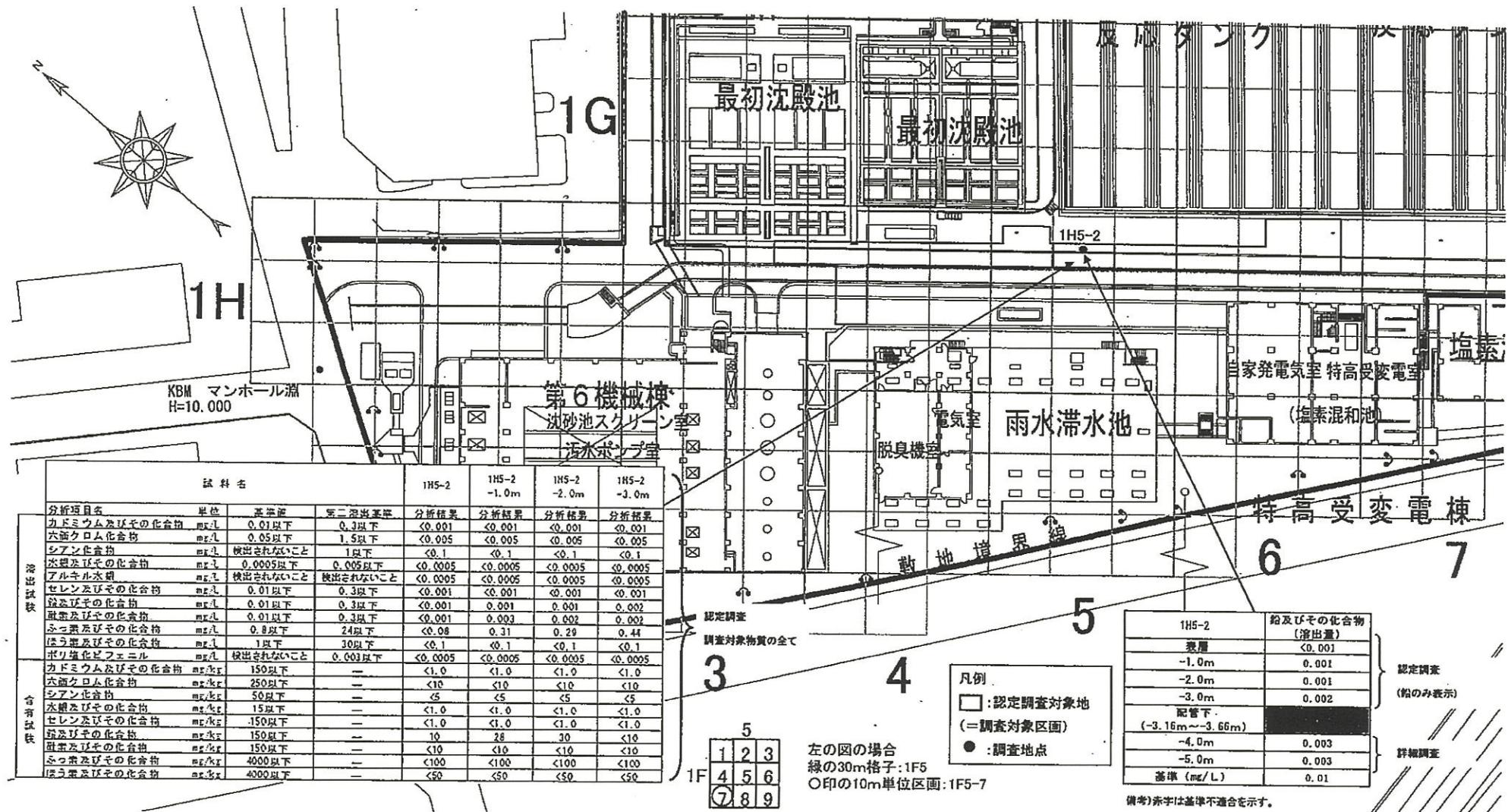
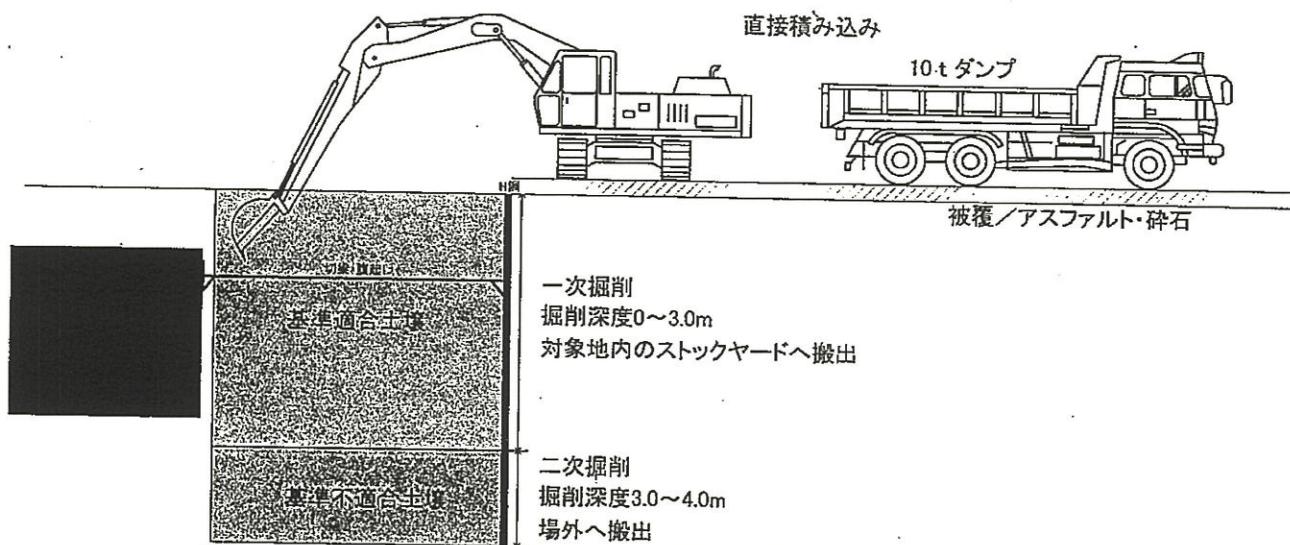


図 5-1 最終結果図

添付書類4-2

施工方法を明らかにした断面図



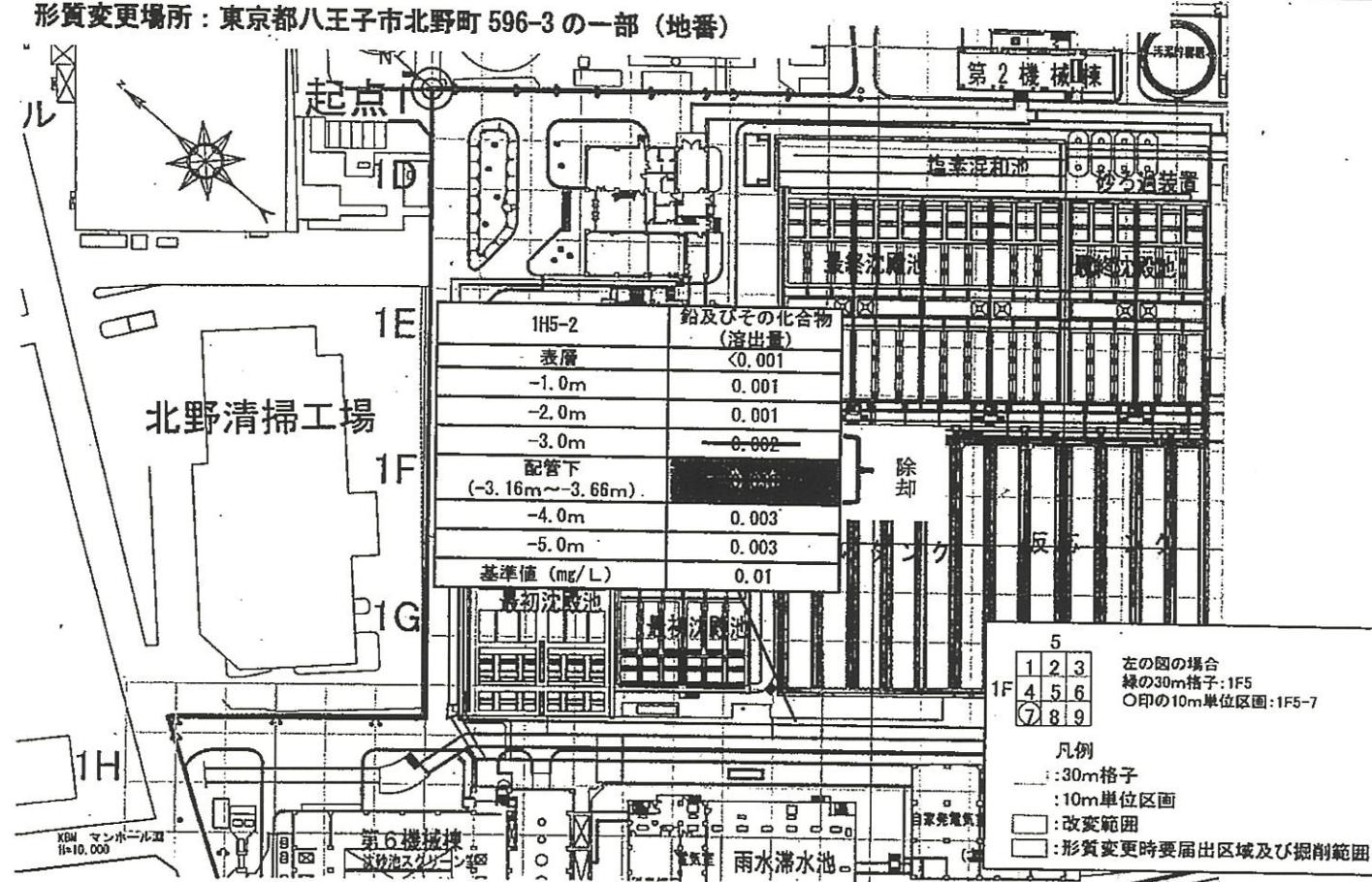
地下水位は概ねGL-4.41m～4.45mで推移
(工事期間中のデータによる)

※水中ポンプによる排水は行わなかった。

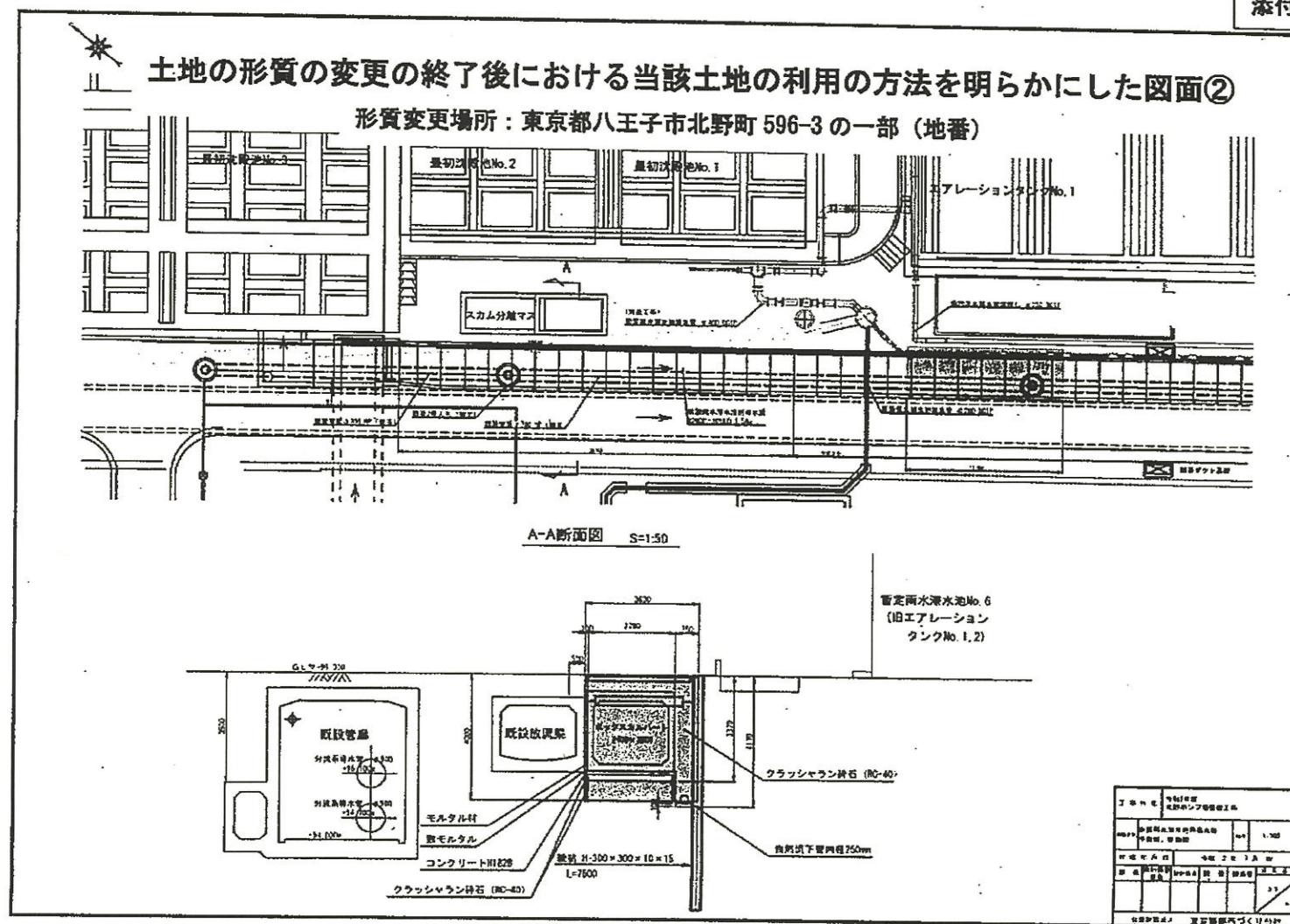
添付書類7-1

土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面①

形質変更場所：東京都八王子市北野町 596-3 の一部（地番）



※基準不適合土壤は対象地より全量掘削し、残置はない。汚染土壤対策工事は令和2年12月12日に終了した。ボックスカルバートの敷設、上部路盤舗装については1月25日に終了した。



特定有害物質の使用、排出等の状況

業種及び主要製品	下水処理場
特定有害物質の種類、使用目的、使用形態等	<ul style="list-style-type: none"> 下水中には非意図的ではあるが、第一種特定有害物質、第二種特定有害物質、第三種特定有害物質のうちP C Bが含まれている可能性が考えられる。
特定有害物質の使用状況	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理場としては1969年（昭和44年）から供用を開始し、現在に至っている。 下水中には非意図的ではあるが、第一種特定有害物質、第二種特定有害物質、第三種特定有害物質のうちP C Bが含まれている可能性が考えられる。
	使用期間 1969年～2020年
特定有害物質の排出状況	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理場としては1969年（昭和44年）から供用を開始し、現在に至っている。 下水中には非意図的ではあるが、第一種特定有害物質、第二種特定有害物質、第三種特定有害物質のうちP C Bが含まれている可能性が考えられる。
特定有害物質の使用場所等	△別紙()のとおり
地下施設の有無及び概要	地下配管あり
地表の高さの変更及び地質に係る情報	なし
土壤汚染対策法又は条例に基づく調査及び措置の履歴	なし
既往調査及び措置に関する情報	なし
その他特記事項	

備考 1 別紙が2枚以上となる場合は、それぞれに番号を付けること。

2 △印の欄には、報告書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。

3 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

土壤汚染状況調査結果報告シート



1. 調査概要		
調査対象地	(住居表示)東京都八王子市北野町596番3 (地番)東京都八王子市北野町596-3の一部	別紙2 1ページ 図1-1
調査対象地面積	474m ²	別紙1 2ページ 図4-1
用途地域	工業地域	
指定調査機関名	株式会社環境管理センター	
指定調査機関の指定番号	2003-8-2027	
技術管理者名	[REDACTED]	
技術管理者証の交付番号	第0000470号	
準拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染対策法(平成14年法律第53号) ・同法施行令(平成14年政令第336号)、同法施行規則(平成14年環境省令第29号) ・土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(最新版 環境省水・大気環境局土壤環境課) ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号) ・東京都土壤汚染対策指針(平成31年4月1日施行) 	
2. 地歴調査結果概要(調査対象地の土壤汚染のおそれの把握)		
有害物質取扱事業場の設置履歴	・調査対象地は元々畠であり、八王子市北野下水処理場として1969年から供用が開始され、現在に至っている。	
地表の高さの変更(盛土、埋土等)の経緯	・地表の高さの変更に関する有用な情報は得られなかった。	
既往調査・対策の経緯	・特になし。	
その他の経緯	・特になし。	
人為由来による汚染のおそれ	■人為由来による汚染のおそれがある(それを否定できない)→根拠資料を別紙1に示す	
自然由来による汚染のおそれ	□自然由来による汚染のおそれがある→根拠資料を別紙〇に示す(Appendix-3による判定等)	
水面埋立て用材料による汚染のおそれ	□水面埋立て用材料による汚染のおそれがある →根拠資料を別紙〇に示す	
試料採取等対象物質の種類	第一種特定有害物質の全て、第二種特定有害物質の全て、第三種特定有害物質のうちポリ塩化ビフェニル(PCB)	

土壤汚染のおそれ の区分の分類(平 面)	<ul style="list-style-type: none"> 配管経路を含む範囲は、「土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に分類される。 平面範囲は、「土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」に分類される。 	別紙2 4ページ 図4-1
汚染のおそれが生じ た場所の位置(断 面)	<ul style="list-style-type: none"> 配管経路については、配管の直下を「土壤汚染が存在するおそれが生じた位置」とした。 現在の地表面を「汚染のおそれが生じた位置」とした。 	

3. 調査方法		
3-1. 土壤調査方法 ※調査地点位置図を別紙2 4ページ 図5-1に示す。		
現地試料採取期間	(ガス採取)令和2年7月24日 (土壤採取)令和2年7月24日～令和2年7月25日	
室内分析期間	土壤ガス:令和2年7月24日～令和2年7月28日 土壤:令和2年7月27日～令和2年8月5日	
試料採取等対象物質と試料採取を行う区画の選定	<ul style="list-style-type: none"> 配管経路を含む範囲は、全ての項目について全部対象区画とした。 表層範囲は、全ての項目について一部対象区画とした。 	別紙2 7～8ページ 図5-1、図5-2
第一種特定有害物質の土壤ガス採取方法	<ul style="list-style-type: none"> 全部対象区画は、単位区画毎に、土壤汚染のおそれが多いと認められる部分で現地表から0.8m～1.0mの深度の地中に置いて土壤ガスを採取した。 採取した土壤ガスは持ち帰り分析とした。減衰表を添付した。 	別紙2 9ページ 図5-3
第一種特定有害物質のボーリングによる試料採取方法	—	—
第二種、第三種特定有害物質の試料採取方法	<p>【汚染のおそれの生じた位置の調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全部対象区画は、単位区画毎に配管直下から50cmまで試料採取を行った。 一部対象区画は、30m格子毎に5地点で現地表面の試料を採取し、均等混合した。 	別紙2 10ページ 図5-4

3-2. 地下水調査方法

※調査地点位置図は図6-2参照のこと。

現地試料採取期間		(代表地点)令和2年8月7日 (対象地境界)	
室内分析期間		(代表地点)令和2年8月11日～14日 (対象地境界)	
代表地點	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定(平面)	・鉛(溶出量)が1区画で基準不適合であった。そのため、当該区画で地下水の採取を実施した。	別紙2 15ページ 図6-1
地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定(断面)	・地下水位及び周辺柱状図から、最初の帶水層が存在すると考えられる範囲にスクリーンを設置した。 鉛: GL-1.5m～-10m		別紙2 16ページ 図7-1
対象地境界	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定(平面)		
地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定(断面)			
地下水試料採取方法	ガイドラインAppendix-7.地下水試料採取方法に示される方法で実施した。		別紙2 16ページ 図7-1

4. 調査結果概要

※1 調査結果一覧表を別紙4 表6-1~3、表7-1に示す。

※2 調査結果総括図を図6-2、図7-2に示す。

(試料採取日:令和2年7月9日~令和2年7月11日)

分類	調査対象物質	土壤ガス					土壤ガス(地下水)					
		基準 (ppm) *	調査 区画数	最大 濃度 (ppm)	ガス 検出 地点数	試料 採取等 の省略	基準 (mg/l)	調査 区画数	測定 結果 (mg/l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略	
（第一種特定有機化合物）	トリクロロエチレン	0.1	11	ND	0	無	0.03					
	テトラクロロエチレン	0.1	11	ND	0	無	0.01					
	ジクロロメタン	0.1	11	ND	0	無	0.02					
	クロロエチレン	0.1	11	ND	0	無	0.002					
	四塩化炭素	0.1	11	ND	0	無	0.002					
	1, 2-ジクロロエタン	0.1	11	ND	0	無	0.004					
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	11	ND	0	無	0.1					
	1, 2-ジクロロエチレン	0.1	11	ND	0	無	0.04					
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.1	11	ND	0	無	1					
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.1	11	ND	0	無	0.006					
	1, 3-ジクロロプロパン	0.1	11	ND	0	無	0.002					
	ベンゼン	0.05	11	ND	0	無	0.01					

分類	調査対象物質	基準 (mg/l) *	溶出量調査					代表地点における 地下水調査			対象地境界における 地下水調査			
			調査 区画数	最深 調査 深度 (m)注1)	最大 濃度 (mg/l)	最大 汚染 深度 (m)注1)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略	調査 区画数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 地点数	調査 区画数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 地点数
（第一種特定有機化合物）	トリクロロエチレン	0.03	0											
	テトラクロロエチレン	0.01	0											
	ジクロロメタン	0.02	0											
	クロロエチレン	0.002	0											
	四塩化炭素	0.002	0											
	1, 2-ジクロロエタン	0.004	0											
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	0											
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0											
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	0											
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0											
	1, 3-ジクロロプロパン	0.002	0											
	ベンゼン	0.01	0											
（特定重金属等物質）	カドミウム及びその化合物	0.01	11		ND			0	無					
	シアノ化合物	0.1	11		ND			0	無					
	鉛及びその化合物	0.01	11		0.013			1	無	1	ND	0		
	六価クロム化合物	0.05	11		ND			0	無					
	砒素及びその化合物	0.01	11		0.006			0	無					
	水銀及びその化合物	0.0005	11		ND			0	無					
	セレン及びその化合物	0.01	11		ND			0	無					
	ほう素及びその化合物	1	11		ND			0	無					
（農薬等特定有害物質）	ふつ素及びその化合物	0.8	11		0.50			0	無					
	有機燐化合物	0.1	0		ND									
	ポリ塩化ビフェニル	0.0005	11		ND			0	無					
	チウラム	0.006	0											
	シマジン	0.003	0											
	チオペンカルブ	0.02	0											

*基準欄の斜字の基準は、「不検出」を示す。

分類	調査対象物質	含有量調査										
		基準 (mg/kg)	調査 区画数	最深 調査 深度(m)	最大 濃度 (mg/kg)	最大 汚染 深度 (m)	基準 超過 地点数					
特 定 金 属 有 害 物 質 等 物 一 種	カドミウム及びその化合物	150	11	ND ND 37 ND ND ND ND ND ND	ND ND 37 ND ND ND ND ND ND	0 0 0 0 0 0 0 0 0	無 無 無 無 無 無 無 無 無					
	シアン化合物	50	11									
	鉛及びその化合物	150	11									
	六価クロム化合物	250	11									
	砒素及びその化合物	150	11									
	水銀及びその化合物	15	11									
	セレン及びその化合物	150	11									
	ほう素及びその化合物	4000	11									
	ふっ素及びその化合物	4000	11									
基準不適合範囲の面積 ^{注2} (m ²)		38.65										
汚染原因		汚染原因是特定できなかった。										
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染の存在するおそれが多いと認められる範囲 : 11区画 ・土壤汚染の存在するおそれが少ないと認められる範囲 : 0区画 ・濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す ・基準不適合範囲の地番: 東京都八王子市散田町三丁目745-3、745-4の各一部 										

●区画数は、調査対象地内の単位区画(10mメッシュ)の合計数を記載ください。

①30mメッシュの調査(一部調査対象区画の調査)を行った範囲については9区画、自然由来特例調査を行った範囲についてはその間の対象区画数として計算してください。

②第一種特定有害物質の溶出量調査で代表地点でボーリングを行った場合は、ガス検出範囲を含めた区画数で計算してください。

③統合された区画は1区画と数えてください。

④土壤汚染の存在するおそれがないと認められる範囲の区画数は含めないでください。

⑤全体の調査範囲に対し、分割して報告書を作成している場合、原則、当報告書で報告する範囲の区画数でまとめてください。

注)1 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の詳細調査の結果を報告する場合は、Ⅲ-11を参考にして作成してください。なお、詳細調査結果は、法に基づく調査の場合は第7条第1項又は第12条第1項、条例に基づく調査の場合は第117条第3項の届出で報告してもかまいません。(第一種特定有害物質の深度調査については、Ⅲ-9に記入してください。)

注)2 土壤ガス等を検出しボーリング調査を実施した場合には、ボーリング調査結果も踏まえて基準不適合範囲の面積を記入してください。

特定有害物質の取扱い

1) 特定有害物質の取扱い

調査対象地は元々畠であり、八王子市北野下水処理場として 1969 年から供用が開始され、現在に至っている。

「都民の健康と安全を確保する条例の一部を改正する条例等の施行について（通知）」（平成 31 年 3 月 27 日：30 環改化第 1176 号）に記載されているように、特定有害物質が含まれる可能性がある下水を処理するが、当該特定有害物質に着目してその処理を行うものでない下水道終末処理場については、非意図的ではあるが特定有害物質の取扱いがあるものと捉える必要がある。

そのため、調査対象地については、土壤汚染のおそれは否定できないものと評価した。

2) 汚染のおそれの区分

汚染のおそれの区分については、以下に示すように整理した。

・汚染のおそれが比較的多い土地

配管経路、沈砂池、最初沈殿池、エアタン、最終沈殿池、塩素混和池、污泥処理施設

・汚染のおそれが少ない土地

上記以外の表層範囲

・汚染のおそれが少ない土地

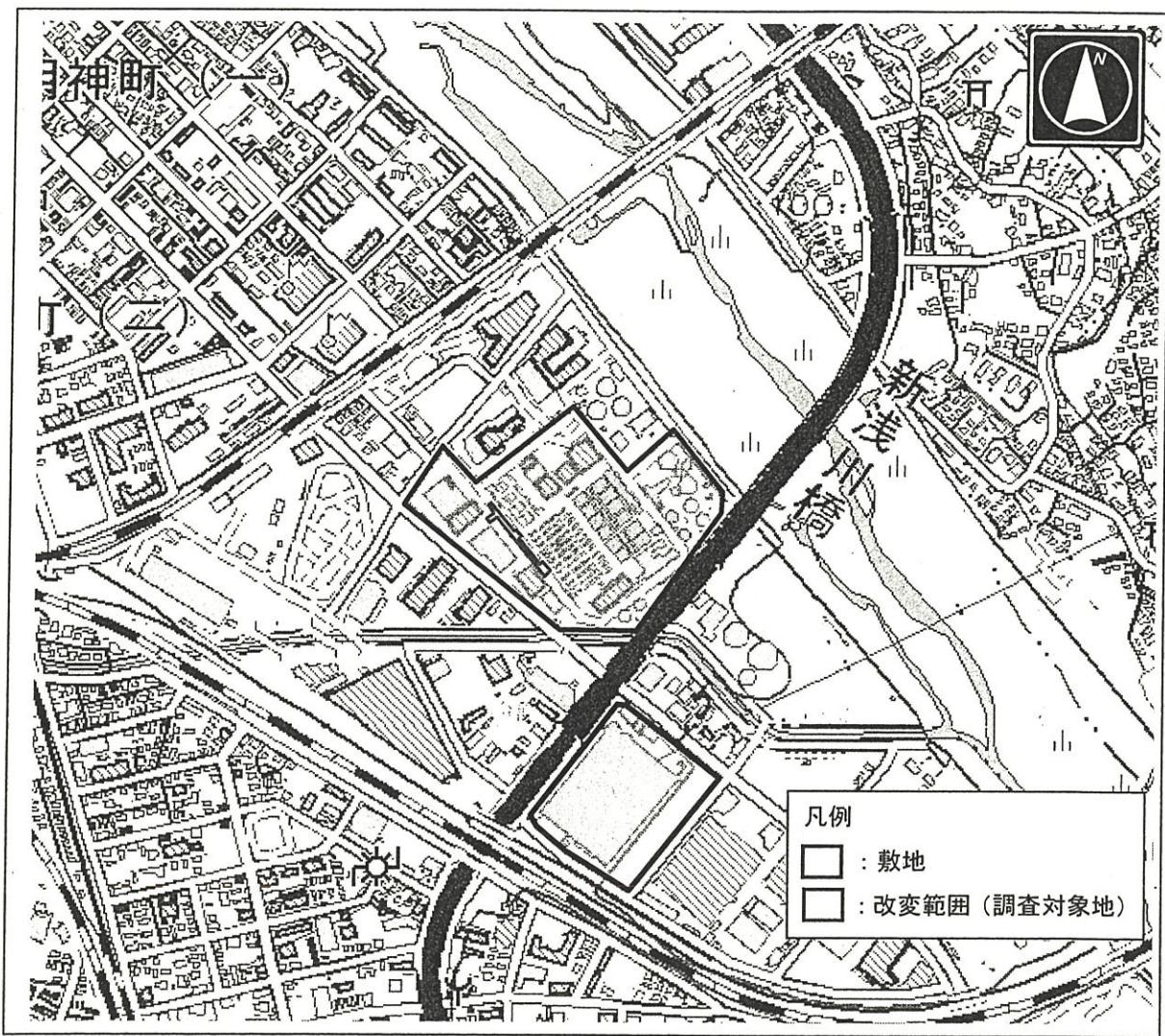
該当なし

なお、調査対象項目は、第一種特定有害物質（全項目）、第二種特定有害物質（全項目）、第三種特定有害物質のうちポリ塩化ビフェニル（PCB）とした。

分解性の高いと考えられる農薬類の有機リン化合物、チウラム、シマジン、チオベンカルブについては調査対象外とした。

汚染のおそれの区分図を以下に示す。

調査対象地の位置図



出展：国土地理院

6. 調査結果

(1) 第一種特定有害物質（土壤ガス）

第一種特定有害物質（土壤ガス）の結果を表 5-1 に示す。

表 6-1 第一種特定有害物質（土壤ガス）

地点名	採取日	クロロエチレン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	ジクロロエタン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	ベンゼン
1H3-3	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H4-1	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H4-2	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H4-3	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H4-4	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H5-1	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H5-2	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H5-3	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H6-1	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H6-2	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
1H6-3	2020/7/24	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05

(2) 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質（土壤試料）

第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質（土壤試料）の結果を表6-2～表6-3、図6-1に示す。

表6-2 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質（土壤試料：表層）

試料名			1H3-3	1H4(1, 2, 3, 4)	1H5(1, 2, 3)	1H6(1, 2, 3)
分析項目名	単位	基準	第二溶出基準	分析結果	分析結果	分析結果
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム化合物	mg/L	0.05以下	1.5以下	<0.005	<0.005	<0.005
シアン化合物	mg/L	検出されないこと	1以下	<0.1	<0.1	<0.1
水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005
セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	<0.001	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	<0.001	<0.001	<0.001
砒素及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	0.003	0.004	0.002
ふつ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	24以下	0.17	0.50	0.27
ほう素及びその化合物	mg/L	1以下	30以下	<0.1	<0.1	<0.1
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	0.003以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
カドミウム及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<1.0	<1.0	<1.0
六価クロム化合物	mg/kg	250以下	—	<10	<10	<10
シアン化合物	mg/kg	50以下	—	<5	<5	<5
水銀及びその化合物	mg/kg	15以下	—	<1.0	<1.0	<1.0
セレン及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<1.0	<1.0	<1.0
鉛及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<10	25	16
砒素及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<10	<10	<10
ふつ素及びその化合物	mg/kg	4000以下	—	<100	<100	<100
ほう素及びその化合物	mg/kg	4000以下	—	<50	<50	<50

備考1：「検出されないこと」とは「定量下限値未満」を示す。

表6-3 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質（土壤試料：配管下）

試料名			1H3-3 配管下	1H4-1 配管下①	1H4-1 配管下②	1H4-2 配管下	1H4-3 配管下	1H4-4 配管下①	1H4-4 配管下②	1H5-1 配管下	1H5-2 配管下	1H5-3 配管下	1H6-1 配管下	1H6-2 配管下	1H6-3 配管下
分析項目名	単位	基準	第二溶出基準	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果	分析結果
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム化合物	mg/L	0.05以下	1.5以下	<0.005	<0.005	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.01	<0.01
シアン化合物	mg/L	検出されないこと	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
水銀及びその化合物	mg/L	0.0005以下	0.005以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
セレン及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
鉛及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	0.002	<0.001	<0.001	0.002	0.006	<0.001	0.003	0.004	0.004	0.004	0.001	0.002
砒素及びその化合物	mg/L	0.01以下	0.3以下	0.003	0.006	0.001	0.003	0.002	<0.001	0.004	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002
ふつ素及びその化合物	mg/L	0.8以下	24以下	0.24	0.21	0.09	0.22	0.25	0.45	0.50	0.09	0.42	0.37	0.45	0.26
ほう素及びその化合物	mg/L	1以下	30以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	0.003以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
カドミウム及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
六価クロム化合物	mg/kg	250以下	—	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
シアン化合物	mg/kg	50以下	—	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
水銀及びその化合物	mg/kg	15以下	—	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
セレン及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
鉛及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<10	<10	<10	<10	16	10	10	10	37	27	25	<10
砒素及びその化合物	mg/kg	150以下	—	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
ふつ素及びその化合物	mg/kg	4000以下	—	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100	<100
ほう素及びその化合物	mg/kg	4000以下	—	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50	<50

備考1：色付きは基準不適合を示す。

備考2：「検出されないこと」とは「定量下限値未満」を示す。

備考3：六価クロム化合物については、一部の区画で共存物質の影響により定量下限値を0.005から0.01に変更した。

備考4：1H4-1②の配管深度はGL-8.45m、1H4-4②の配管深度はGL-5.90mとした。その他の配管下の深度はGL-3.16mとした。

